

第四次環境基本計画(案)に対する意見募集の結果について

平成24年3月2日(金)から3月21日(水)まで実施した、第四次環境基本計画(案)に対する意見募集の結果については、以下のとおりです。

○意見の提出件数

28人・団体(個人14件、団体14件)

○意見ののべ件数

115件

<主な御意見の概要>

1. 3件以上いただいた御意見

○2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減目標を削除すべきとする意見(7件)

【対応】科学的な知見に基づき長期的な目指すべき目標を記載しているため、原案のままとする。

○2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減目標を見直すべきとする意見(3件)

【対応】本意見の他、当部会での議論等を踏まえ、資料1のとおり修正。

○地球温暖化対策における産業界の自主的取組の重要性を強調すべき意見(3件)

【対応】御意見の趣旨は既に記載済と考えるため、原案のままとする。

○温室効果ガスの削減貢献量や排出量削減の算定手法に関する意見(5件)

【対応】御意見の趣旨は既に記載済と考えるため、原案のままとする。

○広域的ながれき処理や除染に関する反対意見(7件)

【対応】早期の復旧・復興のために、被災地における膨大な量の災害廃棄物の迅速な処理や、除染をしていく必要があるため、原案のままとする。

○廃棄物処理等における排出者責任、拡大生産者責任の徹底を求める意見(3件)

【対応】御意見の趣旨は既に記載済と考えるため、原案のままとする。
具体的な提案については、より詳細な検討が必要である。

○脱原発を要望する意見(4件)

【対応】エネルギー・環境会議等において検討中であるため、原案のままとする。

○施策の検討・実施の際に、関係者や国民との十分な議論を求める意見(3件)

【対応】基本的には既に措置済と考えるため、原案のままとする。

2. 2件以下いただいた御意見

2-1 具体的な施策に関する個別の御意見（77件）

対応	関係箇所	御意見の概要
御意見を踏まえ、資料1のとおり修正。	第1部第1章第1節 (環境と社会経済の状況関係)	原発事故を受け、火力発電による発電電力量の増加による温室効果ガス排出量の増加は全国的な問題であり、そのような記載に修正すべき。
	第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)	現在APECやWTOにおいて議論されている環境物品に対する関税の撤廃を盛り込むべき。
	第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	未利用エネルギーの例示として、未利用廃熱（工場廃熱等）を入れるべき。
		低炭素なモビリティの例示としてNGVトラックを入れるべき。 「長期的な将来のあるべき姿」を、他の箇所と同様「長期的な将来の低炭素社会の姿」に修正すべき。
第2部第1章第9節 (化学物質対策関係)	国の役割として、対話の場を提供するだけでは不十分。様々な主体の参加も推進すべき。 SAICMの国内実施計画の策定に当たっては、市民や事業者などすべてのステークホルダーの参加の下、意見交換し、策定すべき。	
御意見の趣旨は既に記載済と考えるため、原案のままとする。	第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)	環境配慮型商品・サービスを普及させるため、消費者に対する経済的手法を導入すべき。
		工業製品や高機能素材に関する我が国の技術優位性を維持・向上すること、こうした技術を普及することの重要性を、明確に記述すべき。
	第2部第1章第2節 (国際関係)	国際的な温暖化ガス削減目標の中で、民間ベースでの技術移転による削減実績を正当に評価する仕組みの整備・構築、これを支える国内産業の研究開発努力、知的財産の保護を支援する政策の方向性を明確にすべき。
	第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	エネルギー戦略、再生可能エネルギーの導入とともに、生物多様性保全等これに背反しそうな案件を総合的に勘案すべき。
「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2011年4月公表）」において、廃棄物部門の一般廃棄物では、化石燃料起源プラスチックの焼却に伴うCO2排出量から、ポリ乳酸等、一部のバイオマスプラスチックの焼却に伴うCO2排出量を控除対象にする決定が採用されており、全てのバイオマスプラスチックが控除対象となるよう希望する。		
国の役割として、「多様な政策手段を動員しての対策の推進」とあるが、省CO2機器導入、規制緩和など、より具体的な表現にすべき。		
温暖化対策に当たっては、各対策に応じた適切な支援策（規制緩和、導入支援策等）が必要である。		
		「コジェネレーションシステム」について、「コジェネレーションシステム（燃料電池）」の表記にすべき。
		CO2削減に向けて、緑を増やすべき。

御意見の趣旨は既に記載済と考えるため、原案のままとする。	第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	スマートメーター、スマートハウスを促進すべき。 ----- CO2削減対策を進めていく上で、「効率性を確保しながら」という点が重要であり、効率性を悪化させる政策は避けるべき。
	第2部第1章第6節 (循環型社会関係)	国及び地方公共団体による不法投棄取締の強化徹底を、国及び地方公共団体の役割として明記すべき。 ----- 国と地方公共団体の役割に、「最終処分場の確保」を明記すべき。 ----- リサイクルの質の向上に際しては、LCAの観点を重視することに加え、経済性の観点も配慮し、様々なレベルでのリサイクルを推進し、資源の有効利用を進めるべき。 ----- リサイクル促進のため、販売店の協力を得て、家電や精密機器等の正しい回収を求める。
	第2部第1章第8節 (大気環境関係)	車の技術開発及び排気ガス、騒音規制の更なる強化を図るべき。
本計画の性質（総合的かつ長期的な施策の大綱）にかんがみ、バランスが崩れる等の理由により、原案のままとする。	第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)	環境に関する研究・技術開発について、分野を絞った施策が必要。
	第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係) 第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	環境関連税制の例示として、グリーン投資促進税制も盛り込むべき。
	第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	低炭素社会に向けたライフスタイルの変革に関する例示として、国民が毎日利用する消費財も入れるべき。
	第2部第1章第6節 (循環型社会関係)	「3. (3) ②低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組 A」について、前項に「リサイクルを行うことで、かえって必要なエネルギーの大幅な増加などの環境負荷を招かないようにLCAの観点を重視する」と記載されているが、当項目では、LCAの観点に全く触れていない。LCAの観点を重視したうえで、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の低減を図るために3Rを推進するという内容に改善すべき。 ----- 水平リサイクルの対象とすべき素材、対象外とする素材を明確にすることで、今後の法改正等の議論の際、無用な時間を浪費することがなくなり、社会的コストが削減できる。 ----- 天然資源の節約及び採取時における省エネを通じて自然環境の保全に寄与する製品について、その活用が一層進められるべき。 ----- 「リサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクル」とあるが、何を持って「リサイクルの質を向上」や「高度なりサイクル」と定義づけるのか明記すべき。 ----- 「3. (3) ⑤循環分野における循環産業の育成 B」に、「持続可能性を持って社会に定着することが必要」とあるが、「持続可能性」の具体的意味を記載すべき。
	第2部第1章第8節 (大気環境関係)	自転車専用道路の拡充、駅前などへの地下大型駐車場の設置等、自転車の利用促進を行うべき。
	第2部第1章第9節 (化学物質対策関係)	化学物質の製造・輸入・使用に関して、化学物質政策基本法を定め、一括的に管理すべき。

更に詳細な検討が必要である等の理由により、原案のままとし、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	<p>第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)</p>	<p>「環境分野で2020年までに50兆円超の新規市場、140万人の新規雇用の創出を目標としており、」とあるが、この裏付けが分からない。大まかなイメージだけでも施策案として示すべき。</p> <p>-----</p> <p>石油石炭税の税率の特例等、税の制度設計に際しては、負担に配慮の上、検討願いたい。</p>
	<p>第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)</p> <p>第2部第1章第2節 (国際関係)</p>	<p>「グリーン経済」の定義を明確にすべき。</p>
	<p>第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)</p>	<p>地球温暖化防止のために最も有効な政策手段であるとされている国内排出量取引制度の早期導入の必要性を明示すべき。</p> <p>-----</p> <p>再エネ比率の適正化やどんな再エネを選択・集中すべきかに関する議論及びメタンハイドレード採掘技術の早期確立、商業化を求める。</p> <p>-----</p> <p>省エネ社会に向けて、24時間営業や、過度の照明等の一部規制を求める。</p> <p>-----</p> <p>ガス供給側で、より低炭素なガスを供給するよう対策を進めるべき。</p> <p>-----</p> <p>世界的にも高効率の日本産業において、既に諸外国よりも高い燃料費の負担を強いられているところへ、更に税を課すことは、国際競争力の低下及び企業の収益悪化に直結する。環境関連税制を見直すべき。</p>
	<p>第2部第1章第6節 (循環型社会関係)</p>	<p>現行のリサイクルの仕組みそのものが、不法な輸出の原因になっているのであれば、国の役割として、リサイクルの仕組みの見直しも視野に入れることが必要。</p> <p>-----</p> <p>レジ袋の無料配布を中止すべき。</p> <p>-----</p> <p>生分解性素材利活用に係る政策を導入すべき。</p> <p>-----</p> <p>分別収集から事業者が責任をもって実施すべき。</p> <p>-----</p> <p>複合材料など、リサイクルの質が低くなる素材、塩ビや紙製容器の禁忌品など、リサイクル困難な素材について、リサイクル負担額を大きくして、発生抑制すべき。</p> <p>-----</p> <p>リユースシステムの再構築及びリユース事業者への支援を行うべき。</p> <p>-----</p> <p>一回使用用品について経済的な措置により使用を抑制する方向を打ち出すべき。</p> <p>-----</p> <p>優良産廃処理業者認定制度の普及を促進するためには、優良事業者が社会的に評価されるだけでなく、優良な処理業者に委託した排出事業者にもメリットがある制度とすべき。</p> <p>-----</p> <p>ゴミの有料化を検討すべき。</p>

更に詳細な検討が必要である等の理由により、原案のままとし、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	第2部第1章第9節 (化学物質対策関係)	<p>有害物質を含有する製品の製造、輸入製品に関する含有規制を導入し、拡大生産者責任を要求すべき。</p> <p>-----</p> <p>国際的なSAICMの実施に当たっては、各国間で調和の取れた管理・規制導入が進められるよう、調整すべき。</p>
	第2部第3章 (放射性物質汚染対策関係)	<p>低線量被ばくによる健康等への影響について、徹底した調査を行うべき。</p>
既に措置済、誤解である等の理由により、原案のままとする。	第1部第3章 (環境政策の原則・手法関係)	<p>汚染者負担の原則を採用する際は、例えば、製品のカーボンフットプリントを国内で販売する全ての対象製品（国産品・輸入品に関わらず）に表示し、それに応じた消費者負担を求めるといったような、生産者の観点に加え、「受益者＝消費者負担」原則も考慮すべき。</p>
	第2部第1章第1節 (経済・社会のグリーン化、グリーン・イノベーション関係)	<p>環境のみを優先的に捉えるのではなく、環境と経済の真の両立を図るべきとする視点を明確に記述すべき。</p> <p>-----</p> <p>環境情報の比較可能性の向上を安易に追求すべきでない。</p> <p>-----</p> <p>「厳しい排ガス規制」と自動車産業の国際競争力の獲得との因果関係は実証されていないことから、厳しい排出ガス規制により自動車産業の国際競争力を獲得したとの趣旨の記述を削除すべき。</p>
	第2部第1章第3節 (地域づくり・人づくり、基盤整備関係)	<p>火力発電所のリプレイス事業のように、土地改変等による環境影響が限定的で、温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる案件については、中長期的には、環境影響評価に要する期間の大幅な短縮が可能となる法手続の合理化を行うための方策を検討すべき。</p>
	第2部第1章第4節 (地球温暖化関係)	<p>「原発への依存度低減」が所与のようなものであるかのように記述されているが、エネルギーミックスについては、現在、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会で検討中であり、未だ最終確定していない段階で、「原発への依存度低減」を記述することは不適切。</p> <p>-----</p> <p>排出抑制指針等についての充実を図る際には、先行する省エネの取組の阻害や、重複的な規制による事業者等への過度の負担を避けるべき。</p> <p>-----</p> <p>分散型エネルギーシステムは必ずしも温暖化対策として有効とは限らない。</p> <p>-----</p> <p>「再生可能エネルギー機器の普及促進と廃棄物の発生抑制の推進との関係など短期的・局所的にはトレードオフの関係になりうる施策を両立させ、」とあるが、例として挙げられているトレードオフの関係になりうる施策は、「短期的・局所的」なものとは限らず、トレードオフの関係に「なる」であり、修正すべき。</p> <p>-----</p> <p>税制と国内排出量取引制度のみが項目として特出しされていることに違和感を覚える。</p> <p>-----</p> <p>石油石炭税の税制の特例のように、火力発電による電力の代替供給の確保を抑制するような税の特例を導入すべきでない。</p>
	第2部第1章第6節 (循環型社会関係)	<p>既にリサイクルの仕組みが存在する中、拡大生産者責任として、屋上屋的な仕組みを追加することで不要な資本を使うことのないように制度設計すべき。</p>

既に措置済、誤解である等の理由により、原案のままとする。	第2部第1章第6節 (循環型社会関係)	<p>「「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化」の内容に、「環境配慮設計の更なる推進を図る」とあるが、使用後の製品が有する循環資源の利用促進・高度化を目指すことが「環境配慮設計」と曲解され得る。「製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る」を削除すべき。</p> <p>「3. (3) ③2Rを重視したライフスタイルの変革 Ab」に、2Rを重視した重点的取組について書かれているが、3R行動効果の見える化や、リサイクルを含めた取組といったように、スコープが拡大しているのはなぜか。</p> <p>「3. (3) ⑦国際的な取組の推進」について、内容が国際的な取組の推進でなく、国内の問題であり、国際的な取組とグループ化することに反対。</p> <p>「3. (3) ⑥安全・安心の観点からの取組の強化」について、「最新の科学的知見に基づき、適正処理を図る」の部分に、「社会コスト低減の観点を踏まえ」を加えるべき。また、PCB等の有害物質による環境・健康への悪影響のリスクを最新の知見を最大限活用して随時評価し、その結果を踏まえ、適正処理の仕組みの充実を図るべき。</p>
	第2部第1章第6節 (循環型社会関係) 第2部第1章第9節 (化学物質対策関係)	<p>様々な対策手法の組み合わせ、最新の科学的知見の活用、リスク評価の推進の実効性を担保するために、第三者機関による評価・確認を行うべき。</p>
	第2部第1章第9節 (化学物質対策関係)	<p>評価指標の開発に当たっては、女性、子供、青少年、高齢者、化学物質による健康障害を持つ者、母語が日本語以外の者などの参加を確保し、成人健康男性を標準とするモデルを社会全体の構成員や次世代にも配慮したモデルに変更すべき。</p> <p>管理が必要な化学物質については、化学物質排出把握管理促進法において確実に指定し、継続的な化学物質管理状況の把握を求める施策を早急に導入すべき。</p>

※「対応」欄の分類については、複数箇所に該当することも考えられるが、再掲しない。

2-2 その他の御意見 (3件)

環境基本計画全体

- ・具体的で分かりやすく、達成すべき目標が明示された計画にすべき。
- ・不確実性が高く、不必要に国民感情を煽る等の表現は配慮していただきたい。

【対応】 基本的には既に記載済又は措置済と考えるため、原案のままとする。

- ・今後、地球温暖化対策や中長期目標が環境基本計画の内容と大きく異なるケースが想定される。そのような場合に、ステークホルダー間での認識や取組に齟齬が生じる可能性があり、環境基本計画を改訂すべき。

【対応】 既に当部会でも議論を行い、原案で考え方を示しているため、原案のままとする。